

## 「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	届出施設に係る計画変更命令等	
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第25条、第111条第4項第4号	
所 管 課	環境保全部環境対策課	
処 分 基 準	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項又は第23条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項（ばい煙、揮発性有機化合物又は特定粉じんに係る事項に限る。）の内容が届出施設に係る規制基準に適合しないと認めるとき。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・弁 明</span>
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第3号に規定する「法令上技術的な基準が明確であり、当該基準が充足されていないことを理由とした不利益処分をするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項	